

(第99期 定時株主総会招集ご通知添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、厳しい状況が続いております。米国や中国をはじめとして、一部で経済活動に回復の兆しが見られたほか、ワクチン接種による新型コロナウイルス感染症の収束の期待も高まっておりますが、変異株の出現による感染再拡大など、予断を許さない状況が続いております。また、わが国経済においても、政府による景気刺激策により、一部の産業では輸出や生産が持ち直し、経済活動に動きが見られましたが、新型コロナウイルスの感染再拡大を受け、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社製品の主要な需要先である自動車市場は、世界経済が失速し、新型コロナウイルスの感染拡大によりお取引先様各社も工場の操業停止等の影響を受けたことにより、前連結会計年度に比べ需要が減少しました。また、建設機械市場も、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、前連結会計年度に比べ需要が減少しました。

当社グループの売上高につきましては、3,280億円と前連結会計年度に比べ535億円の減収となりました。

損益につきましては、当連結会計年度において、免震・制振用オイルダンパーの製品保証引当金について取崩を行った影響等により、営業利益は182億97百万円（前連結会計年度営業損失402億98百万円）、税引前利益は163億40百万円（前連結会計年度税引前損失414億19百万円）となりました。また、親会社の所有者に帰属する当期利益は、170億87百万円（前連結会計年度親会社の所有者に帰属する当期損失618億79百万円）となりました。

売上高

3,280億円（前期比△14.0%）



営業利益

183億円（前期比一%）



セグメント利益

133億円（前期比△24.2%）



親会社の所有者に帰属する当期利益

171億円（前期比一%）



セグメント別の業績は次のとおりです。

セグメント別の業績

Ⅰ AC（オートモティブコンポーネンツ）事業

売上高

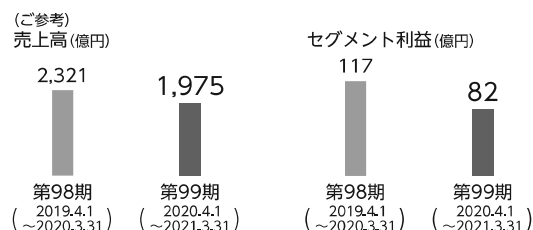
1,975億円

事業内容

ショックアブソーバ、サスペンションシステム、パワーステアリング、
ベーンポンプ、フロントフォーク、オイルクッションユニット、
ステイダンパ、フリーロック

当セグメントは、四輪車用油圧緩衝器、二輪車用油圧緩衝器、四輪車用油圧機器とその他製品から構成されております。

- i) 四輪車用油圧緩衝器 四輪車用油圧緩衝器は、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動停滞の影響により、売上高は1,427億円と前連結会計年度に比べ14.6%の減収となりました。
 - ii) 二輪車用油圧緩衝器 二輪車用油圧緩衝器は、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動停滞の影響により、売上高は261億円と前連結会計年度に比べ7.6%の減収となりました。
 - iii) 四輪車用油圧機器 パワーステアリング製品を主とする四輪車用油圧機器は、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動停滞の影響により、売上高は248億円と前連結会計年度に比べ22.8%の減収となりました。
 - iv) その他製品 A T V(全地形対応車)用機器を中心とするその他製品の売上高は39億円となりました。
- 以上の結果、当セグメントの売上高は1,975億円となり、セグメント利益は81億95百万円(セグメント利益率4.2%)、営業利益は74億30百万円(営業利益率3.8%)となりました。



Ⅱ HC（ハイドロリックコンポーネンツ）事業

売上高

1,113億円

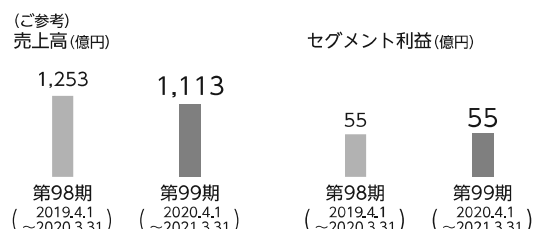
事業内容

シリンダ、バルブ、鉄道車両用オイルダンパ、衝突用緩衝器、ポンプ、
モータ

当セグメントは、産業用油圧機器、その他製品から構成されております。

- i) 産業用油圧機器 建設機械向けを主とする産業用油圧機器は、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動停滞の影響により、売上高は1,040億円と前連結会計年度に比べ11.1%の減収となりました。
- ii) その他製品 鉄道用アクティブサスペンションシステム及び緩衝器を主とするその他製品の売上高は74億円と前連結会計年度に比べ11.2%の減収となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は1,113億円となり、セグメント利益は55億1百万円(セグメント利益率4.9%)、営業利益は59億37百万円(営業利益率5.3%)となりました。



システム製品

売上高

60億円

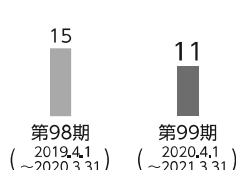
事業内容

舞台機構、艦艇機器、免制振装置、シミュレータ、油圧システム、トンネル掘削機、環境機器

(ご参考)
売上高(億円)



セグメント利益(億円)



当セグメントは、舞台機構、艦艇機器、免制振装置等から構成されております。

システム製品は、売上高は60億円と前連結会計年度に比べ26.5%の減収となりセグメント利益は10億52百万円(セグメント利益率17.6%)となりましたが、当連結会計年度において、免震・制振用オイルダンパーの製品保証引当金について取崩を行った影響等により、営業利益は66億87百万円(営業利益率111.6%)となりました。

航空機器事業

売上高

39億円

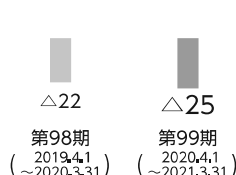
事業内容

航空機用離着陸装置、同操舵装置、同制御装置、同緊急装置

(ご参考)
売上高(億円)



セグメント利益(億円)



当セグメントは、航空機用離着陸装置、同操舵装置等から構成されております。

航空機器事業は、売上高は39億円と前連結会計年度に比べ29.6%の減収となり、セグメント損失は24億61百万円、営業損失は26億75百万円となりました。

特装車両事業および電子機器等

売上高

94億円

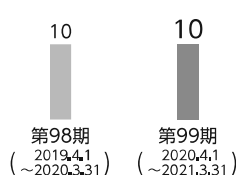
事業内容

コンクリートミキサ車、粉粒体運搬車、特殊機能車、電子機器

(ご参考)
売上高(億円)



セグメント利益(億円)



当セグメントは、特装車両及び電子機器等から構成されております。

i) 特装車両 コンクリートミキサ車を主とする特装車両の売上高は83億円と前連結会計年度に比べ3.8%の減収となりました。

ii) 電子機器等 電子機器等の売上高は11億円と前連結会計年度に比べ42.5%の減収となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は94億円となり、セグメント利益は10億37百万円(セグメント利益率11.0%)、営業利益は9億16百万円(営業利益率9.8%)となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、生産体制の整備・拡充および品質向上に向けた対応として133億22百万円（無形資産および長期前払費用に係るものを含む）の投資を実施いたしました。

セグメント別の内訳としましては、A C事業で61億54百万円、H C事業で65億56百万円、システム製品で2億58百万円、航空機器事業で2億64百万円、特装車両事業および電子機器等で90百万円の投資を行いました。

なお、各セグメントの値はセグメント間取引調整前のものです。

③資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による資金需要に備えるため、2020年6月19日付で、総額446億円のコミットメントライン型シンジケートローン契約を締結いたしました。また、同日付で、前述の資金需要に備えるため借入契約を締結し、160億円の資金の借入を実行いたしました。

なお、本契約および資金の借入に係る当連結会計年度末における借入残高はありません。

④重要な企業再編等の状況

該当する事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第96期 (2018年3月期)	第97期 (2019年3月期)	第98期 (2020年3月期)	第99期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
	IFRS	IFRS	IFRS	IFRS
売 上 高 (百万円)	393,743	412,214	381,584	328,037
セグメント利益 (百万円)	22,949	22,010	17,575	13,325
親会社の所有者に帰属する 当期利益又は当期損失 (△) (百万円)	15,202	△24,757	△61,879	17,087
基本的1株当たり当期利益 又は当期損失 (△) (円)	595.09	△969.18	△2,422.53	668.95
資 産 合 計 (百万円)	412,493	441,074	410,454	426,635
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分 (百万円)	180,225	149,338	74,094	110,683
1 株 当 たり 親 会 社 所 有 者 帰 属 持 分 (円)	7,055.40	5,846.39	2,900.73	4,333.26

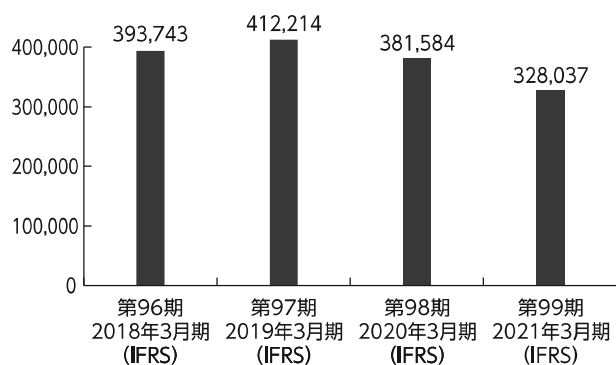
(注1) 第96期の基本的1株当たり当期利益および1株当たり親会社所有者帰属持分につきましては、2017年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しましたが、株式併合が期首に行われたと仮定して算出しております。

(注2) 第97期連結会計年度より、連結損益計算書の「その他の収益」に計上していた「ロイヤリティ収益」および「金型補償に関する収益」を、「売上高」に含めて計上することに変更しております。第96期についても当該表示方法の変更を反映した組替後の数値を記載しております。

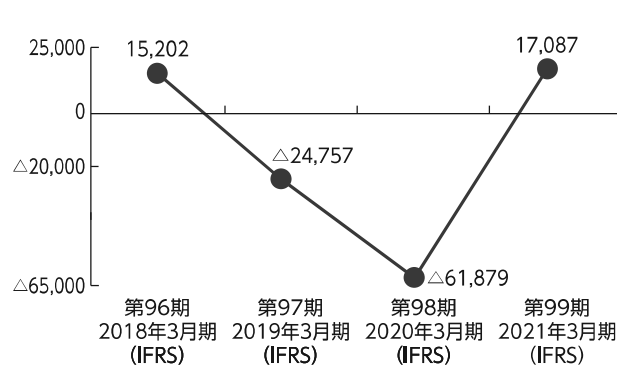
(注3) セグメント利益は、売上高から売上原価、販売費および一般管理費を控除して算出しております。

<ご参考>

売上高 (単位：百万円)



親会社の所有者に帰属する当期利益 (単位：百万円)



(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
凱迺必(中国)投資有限公司	84,710 千米ドル	100 %	中国におけるＡＣ事業および ＨＣ事業の統轄等
KYB Americas Corporation	60,000 千米ドル	100 %	ＡＣ事業製品の製造・販売および ＨＣ事業製品の販売
凱迺必機械工業(鎮江)有限公司	102,110 千米ドル	※ 100 %	ＡＣ事業製品およびＨＣ事業製品の 製造・販売
無錫凱迺必拓普減震器有限公司	33,000 千米ドル	100 %	ＡＣ事業製品の製造・販売
KYB Mexico S.A. de C.V.	50,000 千米ドル	※ 100 %	ＡＣ事業製品の製造・販売
KYB (Thailand) Co., Ltd.	200 百万タイバーツ	67 %	ＡＣ事業製品の製造・販売
カヤバシステムマシナリー株式会社	700 百万円	100 %	免制振装置等製品の製造・販売
KYBモーターサイクルサスペンション株式会社	400 百万円	66.6 %	ＡＣ事業製品の製造・販売
KYB-YS株式会社	265 百万円	100 %	ＡＣ事業製品およびＨＣ事業製品の 製造・販売
KYBエンジニアリングアンドサービス株式会社	230 百万円	100 %	ＡＣ事業製品およびＨＣ事業製品の 販売
KYB Suspensions Europe, S.A.U.	27,083 千ユーロ	※ 100 %	ＡＣ事業製品の製造・販売
KYB Europe GmbH	701 千ユーロ	100 %	欧州におけるＡＣ事業の統括等および ＡＣ事業製品の販売
KYB Manufacturing Czech, s.r.o.	930 百万チェコ・コルナ	※ 100 %	ＡＣ事業製品の製造・販売
KYB Motorcycle Suspension India Pvt. Ltd.	2,241 百万インド・ルピー	66.6 %	ＡＣ事業製品の製造・販売
KYB Manufacturing do Brasil Fabricante de Autopecas S.A.	169,351 千ブラジルリアル	100 %	ＡＣ事業製品の製造・販売
KYB Middle East FZE	2,000 千UAEディルハム	100 %	ＡＣ事業製品の販売

(注1) ※印は子会社による所有を含む比率を表示しています。

(注2) 「ＡＣ事業」は「オートモーティブコンポーネンツ事業」の略称であり、「ＨＣ事業」は「ハイドロリックコンポーネンツ事業」の略称となっております。

(注3) 上記16社は、会社の資本金及び資本剰余金、売上高及び当社での重要性を参考に選択いたしました。

(4) 対処すべき課題

今年度は2020中期経営計画の第2年度に当たります。初年度の昨年は、免震・制振用オイルダンパー他、不適切行為の再発防止、企業風土改革の一環である規範意識とコンプライアンス遵守を経営の根幹に据えながら、「取り戻そう信頼と誇り」をスローガンに、高収益体質への変革をスタートしました。しかし、新型コロナウイルス感染の世界的な急拡大により、各国の都市封鎖や政府の緊急事態宣言下、極端な逆風下からのスタートとなり、その対策が急務となった一年でもありました。2021年度は、新型コロナウイルス禍による中期経営計画の遅れを取り戻す一年とします。いまだ新型コロナウイルス感染の収束の目途が立たず、世界経済の先行きは不透明ではありますが、中期経営計画の完遂を目指し、グループ一丸となって取り組んでまいります。

1. 建築物用免震・制振用オイルダンパーにおける不適切行為に関する、再発防止策、対応の進捗

本問題に関する再発防止策および対応についての進捗状況は、2019年7月5日以降、以下の当社ホームページ上で3か月に1回、公表しておりますのでご参照ください。

なお、2021年3月末時点で、再発防止策の具体策全67項目の内、63項目を「完了」しており、全項目の完了に向けた取り組みを継続しております。

再発防止策の進捗状況：<https://www.kyb.co.jp/company/progress/prevent.html>

対応の進捗状況：https://www.kyb.co.jp/company/progress/exchange_progress.html

2. 新型コロナウイルスの世界的感染拡大

新型コロナウイルスの世界的感染拡大による各国政府・自治体等の外出禁止や移動制限等の措置に伴う、当社グループの主要顧客の減産により、経営成績の悪化影響が生じております。また、現在収束に向かいつつある地域においても数次の再拡大があり、先行きが不透明な状況が続いています。当社グループ各社は、各国政府・自治体等の感染拡大防止の規制やガイドラインに従い、衛生管理の徹底、国内外の出張制限、テレワークやWeb会議の拡大等を実施し、感染拡大防止を図っています。

3. マネジメント

「規範意識とコンプライアンス遵守」「人財育成・健康経営」「安全第一・品質経営」「高収益体質」

当社は、持続的な成長と企業価値向上の実現を通じて、ステークホルダーの期待に応えるとともに、社会に貢献するという企業の社会的責任を果たす一方、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいりました。

信頼回復への取組みとしては、その前提となる免震・制振用オイルダンパーの適合化は2020年度末で約90%まで進み、終結の目途が付きしました。引き続き、「規範意識とコンプライアンス遵守」を基盤にして、内部統制・監査機能の強化、企業風土改革を推進するとともに、グループ企業再編によるガバナンス強化、中国/北米/欧州の地域統轄会社体制の見直し、グループ財務体質の改善、またESG、SDGsといった社会からの期待への対応を取り組みの柱としてまいります。

また、働き方改革については、あらゆるハラスメントを許さない姿勢を明確に、適材適所の人員配置・人事ローテーションの実施により、風通しの良い職場作りを進めてまいります。

安全・品質については、引き続き重大災害、品質問題ゼロの達成と定着、各拠点の自立化を進めてまいります。

高収益体質の実現に向けては、2020年下期より強力に推進中の固定費管理を継続し、原価低減活動や需要変動に強い生産体制作りを引き続き推進します。利益が確保できないビジネスについては撤退も辞さない姿勢で臨む一方、MaaSやCASE、DXといった新潮流を捉え、次世代の収益源に繋がる新市場、新製品創出の取組みは、歩みを止めることなく積極的に進めてまいります。

4. オートモーティブコンポーネンツ事業

「AC事業真価の発揮-深化-進化-新化-」

2020中期経営計画では「AC事業真価の発揮」をスローガンに既存事業の深掘り「深化」をはかり「進化」を進めるとともに、成長戦略として「新化」を図ってまいります。2021年度は2020年度下期より強化推進している固定費削減の継続、各種再編計画の遂行による各拠点単体での利益確保、事業統制のしくみと体制強化、コスト競争力確保による利益重視の経営活動、客先開発パートナーの地位確立によるMaaS、CASEによる新市場・新製品開発と新顧客開拓およびシステム、モジュールへの対応を、市販市場では「生・販・技」が連携して一体となった構造改革を進めてまいります。

5. ハイドロリックコンポーネンツ事業

「お客様から信頼され一番最初に頼りにされるメーカーとなる」「“稼ぎきる”＝収益重視への転換」

HC事業では、2020中期経営計画における基本方針として選択と集中による長期的収益性向上を掲げ、欧米、日本などの成熟市場においては高付加価値製品による収益の最大化を重視し、中国、ASEANなどの新規・成長市場においては原価低減を重視して安定した利益確保を目指すなど、市場の発展段階に応じた地域別戦略と製品機能別戦略を進めております。2021年度はその展開を更に進め、また、将来に向けて、地域別戦略を核として次世代電子油圧機器の開発を進める一方、営業・間接部門再編により、HC事業全体での最適体制に転換し、機能強化を図ります。

6. システム製品

「再び信頼される会社になろう」

免震・制振用オイルダンパーの早期適合化を図るとともに、ガバナンス強化を図り第三者からも認められる体制を構築してまいります。

7. 航空機器事業

「生産体制・コストの見直しを図り事業再生」

航空機器事業は、コンプライアンス強化、安全第一・品質経営のもと、採算の好転を目指し、生産混乱でのロスの改善活動に注力し、生産体制の再整備を行ってまいります。

8. 特装車両事業

「国内のさらなる体質強化と新たな海外展開に向けたグローバル体制の確立」

国内については、環境や人にやさしい、市場ニーズに資する高付加価値製品の開発による利益体質の強化を図ります。海外については、新たな海外ビジネスプランの策定によるグローバル体制の基盤整備を進めてまいります。

9. 技術・製品開発

「デジタル技術の活用と融合でイノベーションを起こす」

効率的な技術・製品開発と高利益率の製品の創出を図るため、商品企画書の運用と定着を進める一方、開発段階でのコストの作りこみ、優位性のある特許取得、モデルベース開発(MBD)手法の全社展開、更にIPランドスケープの試行等を進めてまいります。また、将来を見据えた技術/製品開発とモノづくりや技術革新への対応のため、中長期的視点に立った技術ロードマップの充実化、各事業と連携した革新的モノづくりの推進とデジタル技術を活用した競争力・独自性のあるモノづくりへの取組み、情報サービスの提供、クラウドを活用したIoTプラットフォームの構築など、新価値創出・新技術創造を図ってまいります。

10. 人材育成

「心身ともに健康で働きがいのある職場の創出」「経営理念の実践に貢献できる人材育成」

「間接部門生産性向上の取り組み」

健康経営推進の取組みとして昨年度に続き健康経営優良法人2021の認定を取得、当社では従業員やその家族

の健康を重要な経営資源、企業活力の源泉と位置付け、従業員一人ひとりが心身ともに健康で働きがいのある職場づくりに取り組んでおります。また、信頼回復に向けた規範意識醸成、風通しが良くハラスメントのない職場づくり、人財の多様化を図り、小集団活動を通じ次世代リーダーやグローバルでの拠点経営者の育成を進める一方、RPA化を軸に間接部門の付加価値生産性の向上へ取り組み、固定費削減につなげています。

11. モノづくり

「量変動に追従できる革新的モノづくりの実現 ～できる改善からやらねばならない改善～」

事業毎に最適な革新的モノづくりを実現し、安定して利益を生み出し続ける生産部門への改新を進めてまいります。その実現には、生産・物流改革、在庫低減によるコスト改善、革新的モノづくりを実現する生産設備、製品評価技術の開発、また設備投資の実効性向上、それらの改善を推進する人財の育成を進めてまいります。

K Y Bグループは、これらの重点方策活動を着実に実施し信頼回復を図る一方、筋肉質で高収益な企業体質への改革に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援を賜りますことを心よりお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業内容	主要製品
A C 事業	ショックアブソーバ、サスペンションシステム、パワーステアリング、ベーンポンプ、フロントフォーク、オイルクッションユニット、ステイダンパ、フリーロック
H C 事業	シリンダ、バルブ、鉄道車両用オイルダンパ、衝突用緩衝器、ポンプ、モータ
システム製品	舞台機構、艦艇機器、免振装置、シミュレータ、油圧システム、トンネル掘削機、環境機器
航空機器事業	航空機用離着陸装置・同操舵装置・同制御装置・同緊急装置
特装車両事業および電子機器等	コンクリートミキサ車、粉粒体運搬車、特殊機能車、電子機器

(注)「AC事業」は「オートモーティブコンポーネンツ事業」の略称であり、「HC事業」は「ハイドロリックコンポーネンツ事業」の略称となっております。

(6) 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

当 社	本社：東京都港区、相模工場：神奈川県相模原市、熊谷工場：埼玉県深谷市、岐阜工場：岐阜県可児市
カヤバシステムマシナリー株式会社	本社：三重県津市
KYB-YS株式会社	本社：長野県埴科郡
KYBエンジニアリングアンドサービス株式会社	本社：東京都港区
KYB Americas Corporation	本社：米国
凱迺必機械工業(鎮江)有限公司	本社：中国
無錫凱迺必拓普減震器有限公司	本社：中国
KYB Mexico S.A. de C.V.	本社：メキシコ
KYB Manufacturing do Brasil Fabricante de Autopeças S.A.	本社：ブラジル
KYB Suspensions Europe, S.A.U.	本社：スペイン
KYB Manufacturing Czech s.r.o.	本社：チェコ
KYB Middle East FZE	本社：アラブ首長国連邦

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
AC事業	9,059名	859名減
HC事業	3,900名	60名増
システム製品	200名	14名減
航空機器事業	169名	19名増
報告セグメント計	13,328名	794名減
特装車両事業および電子機器等	478名	30名減
全社（共通）	912名	103名増
合計	14,718名	721名減

(注1) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数を含んでおりません。

(注2) 全社（共通）は、当社の経理・総務・人事部門等の管理部門の従業員であります。

②当社の使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,916名	33名減	39.8歳	15.8年

(注1) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数を含んでおりません。

(注2) 従業員数は、他社への出向者135名を除いて表示しております。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社みずほ銀行	20,861
株式会社三菱UFJ銀行	11,376

(注) 上記のほか、2019年9月30日付で締結したシンジケートローン契約の借入残高として32,570百万円があります。

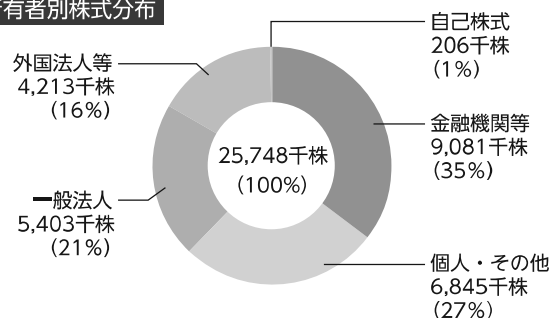
2. 会社の現況 (2021年3月31日現在)

(1) 株式の状況

- ①発行可能株式総数……………57,300,000株
- ②発行済株式の総数……………25,748,431株
- ③株主数……………14,002名

<ご参考>

所有者別株式分布



④大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
トヨタ自動車株式会社	1,965	7.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,606	6.3
明治安田生命保険相互会社	1,005	3.9
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	970	3.8
日立建機株式会社	892	3.5
KYB協力会社持株会	875	3.4
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行 口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	612	2.4
株式会社大垣共立銀行	591	2.3
株式会社みずほ銀行	491	1.9
KYB従業員持株会	388	1.5

（注）持株比率は自己株式（205,872株）を控除して計算しております。

⑤その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役および監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	中 島 康 輔	免制振対応統轄
代表取締役社長執行役員	大 野 雅 生	
代表取締役副社長執行役員	加 藤 孝 明	グローバル財務統轄
取締役副社長執行役員	齋 藤 圭 介	免制振対応本部長
取締役	鶴 田 六 郎	鶴田六郎法律事務所 代表 弁護士 T P R 株式会社 社外取締役
取締役	塩 澤 修 平	東京国際大学 学長 慶應義塾大学 名誉教授 株式会社アーレスティ 社外取締役（監査等委員）
取締役	坂 田 政 一	U L S グループ株式会社 社外監査役 株式会社プラネット 社外取締役
常勤監査役	赤 井 智 男	
常勤監査役	田 中 順 一	
常勤監査役	久 田 英 司	
常勤監査役	相 楽 昌 彦	

（注1）取締役 鶴田六郎氏、塩澤修平氏および坂田政一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。3名を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

（注2）常勤監査役 田中順一氏および相楽昌彦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。両氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

（注3）常勤監査役 久田英司氏は、経営企画、人事や海外グループ会社経営の経験に基づき、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

（注4）事業年度中の役員の異動

- ・取締役 坂田政一氏は、2020年6月25日開催の当社第98期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
- ・常勤監査役 山本始央氏は、2020年6月25日開催の当社第98期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
- ・常勤監査役 齋藤孝氏は、2020年6月25日開催の当社第98期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
- ・常勤監査役 久田英司氏は、2020年6月25日開催の当社第98期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
- ・常勤監査役 相楽昌彦氏は、2020年6月25日開催の当社第98期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および監査役（社外監査役に限らない）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

③当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬

(イ) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を定めております。

(a) 決定方針の決定方法

当社の取締役会は、社外取締役と代表取締役で構成する任意の報酬委員会から答申された内容を受け、取締役会において決定方針を決議しております。

(b) 決定方針の内容の概要

取締役の報酬は、役職・職責に応じて毎月固定額を支給する固定報酬（基本報酬）と、会社業績の達成度によって変動する業績連動報酬（賞与）によって構成される。

なお、社外取締役の報酬については、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみとし、業績連動報酬は支給しない。

固定報酬額は、株主総会で決議された報酬総額限度額の範囲内において、役職・職責に応じた金額とし、代表取締役および社外取締役から構成される任意の報酬委員会の答申を受け、取締役会決議により決定され、毎月各取締役に支給する。

業績連動賞与の支給総額は、業績連動賞与支給事業年度の前事業年度における親会社の所有者に帰属する当期利益金額の1.0%、かつ、取締役（社外取締役を除く）の総報酬（固定報酬と業績連動賞与の総額）の40%を上限とし、報酬委員会の答申を受け、取締役会の決議に基づき毎年の定時株主総会へ上程し、当該定時株主総会において議案が承認されることにより決定される。そして、あらかじめ定めた各取締役の役職に応じた按分値をもとに、報酬委員会の答申を受け、取締役会決議により各取締役への支給額が決定され、定時株主総会の翌月以降に各取締役に一括支給する。

その算定の基礎となる指標は、業績連動賞与支給事業年度の前事業年度における4つの算定指標（セグメント利益金額、セグメント利益率、親会社の所有者に帰属する当期利益（損失）金額、親会社の所有者に帰属する当期利益（損失）率）の連結業績予想達成度に応じて算定する。なお、親会社の所有者に帰属する当期損失を計上した場合には、業績連動賞与は支給しない。

固定額報酬および業績連動賞与の個人別支給額の決定については、報酬委員会で固定報酬および業績連動賞与の妥当性を検証した上で、取締役会に対し妥当である旨の答申を行った内容に基づいて算定・決定する方針とする。

(c) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に審議し、取締役会に対し原案が妥当である旨の答申を行った上で、取締役会としてもその答申内容を尊重して決定していることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

(ロ) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬限度額は、1997年6月27日開催の第75期定時株主総会において、月額30,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は7名（うち、社外取締役は3名）です。

当社監査役の報酬限度額は、2011年6月24日開催の第89期定時株主総会において、月額8,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

(ハ) 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	167 (22)	167 (22)	—	—	7 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	87 (44)	87 (44)	—	—	6 (3)

(注1) 上記には、2020年6月25日開催の第98期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名を含んでおります。

(注2) 上記の報酬等の総額については、市場環境の悪化に対応した収益性改善の取り組みに役員自らが率先して貢献すべく、2020年4月から2021年3月までの12か月間、当社の取締役が報酬を一部受領辞退したことによる減額分を反映しております。

(注3) 当社は、2011年6月24日開催の第89期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しておりますが、同株主総会において同株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金の支給について承認決議をいただいております。上記報酬等の総額のほか、当該承認決議に基づく以下の役員退職慰労金の支給を当事業年度において行っております。

・取締役(社外取締役を含まない)1名に対する役員退職慰労金 1,400万円

※この金額には、過年度において開示した役員退職慰労引当金繰入額、取締役1名分1,200万円が含まれております。

(注4) 役員退職慰労金制度は、上記のとおり廃止しておりますので、当事業年度に係る役員退職慰労金の増加はありません。

④ 社外役員に関する事項

(イ) 重要な兼職の状況および当社と重要な兼職先との関係

・取締役 鶴田六郎氏は、鶴田六郎法律事務所代表としての立場とともに、TPR株式会社において社外役員を務めております。また、取締役 塩澤修平氏は、東京国際大学学長としての立場とともに、慶應義塾大学名誉教授、株式会社アーレスティにおいて社外役員を務めております。

さらに、取締役 坂田政一氏は、ULSグループ株式会社および株式会社プラネットにて社外役員を務めております。これらの社外役員の重要な兼職先と当社の間には、記載すべき特別な関係はありません。

なお、他の社外役員につきましては、該当する事項はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会および監査役会への出席状況

氏名	取締役会			監査役会		
	開催回数	出席回数	出席率	開催回数	出席回数	出席率
取 締 役 鶴 田 六 郎	17回	17回	100%	—	—	—
取 締 役 塩 澤 修 平	17回	17回	100%	—	—	—
取 締 役 坂 田 政 一	14回	14回	100%	—	—	—
常勤監査役 田 中 順 一	17回	17回	100%	22回	22回	100%
常勤監査役 相 楽 昌 彦	14回	14回	100%	16回	16回	100%

(注1) 取締役 坂田政一氏および常勤監査役 相楽昌彦氏については、2020年6月25日以降に開催された取締役会又は監査役会を対象としております。

(注2) 取締役会の開催回数は、書面決議による取締役会の回数を除いたものです。

- (b) 取締役会および監査役会における発言状況、ならびに、社外取締役及び監査役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の状況
- ・取締役 鶴田六郎氏は、弁護士としての法律に関する知識ならびに他社における社外役員としての業務経験を活かし、主にガバナンスおよびコンプライアンスに関し客観的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
 - ・取締役 塩澤修平氏は、経済学の専門家としての見識に基づき、主に金融ならびにC S R（企業の社会的責任）に関し、客観的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
 - ・取締役 坂田政一氏は、経営者として当社における多様性を重視した働き方改革、I Tの効率化や間接部門の生産性向上といった業務革新の分野に関し、客観的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
 - ・常勤監査役 田中順一氏は、損害保険会社任中の知識および経験を活かし、主に業務監査に対する見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。さらに、監査役会においても適宜発言を行っております。
 - ・常勤監査役 相楽昌彦氏は、保険会社での営業現場目線やマネジメント経験による多面的な視点で、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する見地から、客観的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っております。さらに、監査役会においても適宜発言を行っております。

(ハ) 子会社等から受けた役員報酬等の総額

- ・該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

①名称 有限責任 あずさ監査法人

②報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	123百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	152百万円

- (注1) 当社の主要な子会社につきましても有限責任 あずさ監査法人が会計監査人となっております。また、当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
- (注2) 当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の監査報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- (注3) 監査役会は、役員、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けた他、前事業年度の監査計画・監査の遂行状況、当該期の報酬見積の相当性を確認した結果会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合や会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人評価基準に基づく監査役会の検討と取締役会との協議を経て、会社法第344条の規定により株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する株主総会議案の内容を決定します。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の最重要課題の一つと認識しており、連結配当性向30%を目指しつつ、従来の連結ベースの株主資本配当率（D O E）2 %（年率）以上の配当を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、未定としておりましたが、配当方針ならびに当期の業績を勘案し、1株当たり75円とさせていただきたいと存じます。

なお、次期の配当金につきましては、中間配当を1株当たり45円、期末配当を1株当たり45円とし、年間の配当金は1株当たり90円を予定しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期 (2021年 3 月 31 日)	前期 (ご参考) (2020年 3 月 31 日)	科 目	当期 (2021年 3 月 31 日)	前期 (ご参考) (2020年 3 月 31 日)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	138,212	116,895	流動負債	131,834	113,897
現金及び預金	30,227	22,011	支払手形	635	784
受取手形	298	634	電子記録債務	18,530	18,166
電子記録債権	13,013	12,215	買掛金	29,273	25,381
売掛金	47,092	43,397	短期借入金	39,035	31,692
製品	4,193	3,776	1 年内返済長期借入金	7,082	8,018
仕掛品	9,824	10,860	リース債務	2,982	2,194
原材料及び貯蔵品	2,261	2,114	未払金	4,831	4,542
前払費用	205	187	未払費用	4,862	4,400
関係会社短期貸付金	53,701	11,789	前受金	163	152
未収入金	19,738	10,258	預り金	3,618	3,905
その他	276	551	設備関係支払手形	1,450	2,079
貸倒引当金	△42,621	△902	製品保証引当金	7,050	11,749
固定資産	120,056	119,275	事業損失引当金	11,018	—
有形固定資産	58,341	60,829	その他	1,298	828
建物	22,980	24,113	固定負債	66,898	101,445
構築物	1,673	1,824	長期借入金	51,109	52,352
機械及び装置	7,064	9,312	長期未払金	97	89
車両運搬具	26	23	リース債務	7,466	6,567
工具、器具及び備品	670	583	繰延税金負債	303	2,297
土地	14,923	15,188	再評価に係る繰延税金負債	2,372	2,384
リース資産	10,098	7,550	退職給付引当金	2,405	2,850
建設仮勘定	902	2,235	環境対策引当金	—	36
無形固定資産	44	56	製品保証引当金	29	288
借地権	10	10	事業損失引当金	—	31,520
リース資産	7	29	資産除去債務	1,481	1,402
その他	25	16	その他	1,631	1,655
投資その他の資産	61,671	58,389	負債合計	198,732	215,343
投資有価証券	13,326	11,868	(純資産の部)		
関係会社株式	33,734	33,737	株主資本	50,989	14,030
関係会社出資金	12,130	12,130	資本金	27,647	27,647
関係会社長期貸付金	2,130	28,922	資本剰余金	29,743	29,743
長期前払費用	102	137	資本準備金	13,333	13,333
その他	849	855	その他資本剰余金	16,409	16,409
貸倒引当金	△15	△26,860	利益剰余金	△5,797	△42,758
投資損失引当金	△586	△2,400	その他利益剰余金	△5,797	△42,758
			固定資産圧縮積立金	166	183
			別途積立金	18,580	18,580
			繰越利益剰余金	△24,544	△61,521
			自己株式	△603	△601
			評価・換算差額等	8,546	6,797
			その他有価証券評価差額金	5,058	3,280
			土地再評価差額金	3,488	3,516
資産合計	258,269	236,171	純資産合計	59,536	20,828
			負債純資産合計	258,269	236,171

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	前期（ご参考） 2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売上高	162,391	197,106
売上原価	144,159	173,442
売上総利益	18,231	23,664
販売費及び一般管理費	20,204	23,734
営業損失（△）	△1,972	△70
営業外収益	26,167	8,340
受取利息	910	466
受取配当金	23,174	7,472
補助金収入	622	5
為替差益	565	—
その他	894	395
営業外費用	1,947	3,259
支払利息	1,195	721
資産移設費	118	168
コミットメントフィー	412	135
為替差損	—	902
借入手数料	55	1,233
その他	165	98
経常利益	22,247	5,011
特別利益	29,679	160
固定資産売却益	38	10
投資有価証券売却益	4,295	62
投資損失引当金戻入額	1,814	73
環境対策引当金戻入額	—	14
製品保証引当金戻入額	3,011	—
関係会社事業損失引当金戻入額	20,502	—
その他	17	—
特別損失	17,554	55,132
固定資産処分損	89	190
固定資産減損損失	569	11,191
有価証券評価損	—	430
子会社株式減損損失	—	1,615
関係会社貸倒引当金繰入額	14,873	19,529
関係会社事業損失引当金繰入額	—	13,818
製品保証対策費	1,878	1,934
製品保証引当金繰入額	—	5,836
防衛装備品関連損失	—	414
その他	142	170
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失（△）	34,372	△49,961
法人税、住民税及び事業税	12	648
法人税等調整額	△2,572	10,640
当期純利益又は当期純損失（△）	36,932	△61,251

■連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

KYB株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 田 俊 之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上 野 直 樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	御 厨 健太郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、KYB株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、KYB株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

6. 連結財政状態計算書注記（5）偶発債務①に記載されているとおり、会社及び会社の子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社が製造・販売してきた免震・制振用オイルダンパーが性能評価基準に適合していない等の事実が判明した。当該事象により、収集可能な情報、及びその情報が合理的な事実に基づくものであると判断された免震・制振用オイルダンパーの製作費用、交換工事に要する費用、構造再計算費用、及び補償等については、製品保証引当金を計上している。一方、現時点においては、当該事象に関する訴訟等の費用について、その費用を信頼性のある合理的な見積りを行うことが困難なものは引当金を計上していないが、今後の進捗により、追加で引当金を計上することとなった場合には、会社の連結業績に重要な影響を及ぼす可能性がある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

KYB株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 田 俊 之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上 野 直 樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	御 厨 健太郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、K Y B株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

4.貸借対照表注記（5）偶発債務②に記載されているとおり、会社及び会社の子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社が製造・販売してきた免震・制振用オイルダンパーが性能評価基準に適合していない等の事実が判明した。当該事実により、収集可能な情報、及びその情報が合理的な事実に基づくものであると判断された免震・制振用オイルダンパーの製作費用、交換工事に要する費用、構造再計算費用、及び補償等のうち会社負担見込額については、製品保証引当金を計上している。また、子会社負担見込額については、子会社にて製品保証引当金を計上しているが、当該子会社の財政状態等を勘案し、会社にて事業損失引当金を計上している。一方、現時点においては、当該事実に関する訴訟等の費用について、その費用を信頼性のある合理的な見積りを行うことが困難なものは引当金を計上していないが、今後の進捗により、追加で引当金を計上することとなった場合には、会社の業績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

■監査役会の監査報告

監 査 報 告

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針・計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針・計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び会社法施行規則第118条第3号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------------|---|
| ①たな卸資産 | 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。 |
| ②有価証券 | |
| 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法によっております。 |
| その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） |
| 時価のないもの | 移動平均法に基づく原価法によっております。 |
| ③デリバティブ | 時価法によっております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|-------------------|--|
| ①有形固定資産（リース資産を除く） | 定額法によっております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、工具、器具及び備品のうち金型については定率法によっております。 |
| ②無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法によっております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 |
| ③リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 |
| ④長期前払費用 | 均等償却によっております。
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|--------|---|
| ①貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
|--------|---|

②投資損失引当金	関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。
③製品保証引当金	将来の無償補修費用の支出に備えるため、個別案件に対する見積額及び売上高に対する過去の実績率を基準とした見積額を計上しております。
④退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 また、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
⑤事業損失引当金	関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

（４）その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の方法	
ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…為替予約取引及び金利スワップ取引 ヘッジ対象…外貨建取引及び借入金利息
ヘッジ方針	当社の社内管理規程に基づき、外貨建取引に係る為替変動リスク及び借入金に係る金利変動リスクをヘッジすることを目的として、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針であります。
ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の評価は省略しております。
②消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
③連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の期末から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

（損益計算書）

コミットメントフィーの表示方法は、従来、損益計算書上、営業外費用の「その他」（前事業年度233百万円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、コミットメントフィー（当事業年度412百万円）として表示しております。

損害賠償の表示方法は、前事業年度の損益計算書の特別損失において「損害賠償金」（前事業年度4百万円）として表示しておりましたが、重要性が低下したため、当事業年度より「その他」（当事業年度142百万円）に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

（免震・制振用オイルダンパーの不適切行為に係る製品保証引当金）

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

システム製品セグメントに含まれる免制振装置事業において、2019年3月期、当社及び当社の子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社にて、製造・販売してきた免震・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為により、大臣認定の性能評価基準に適合していない、または、お客様の基準値を外れた製品を構築物に取り付けていた事実（以下、「本件」といいます。）が判明いたしました。

当事業年度末において、状況が進捗したことから免震・制振用オイルダンパーの製作費用、交換工事に要する費用、構造再計算費用、及び補償等の製品保証引当金について繰入及び取崩を行った影響額、並びに対応本部の人件費等の諸費用のうち、当事業年度に発生した費用を製品保証対策費として計上し、当事業年度以降の見積額を製品保証引当金繰入額に計上しております。

本件に関する当事業年度の製品保証引当金繰入額に計上した金額は△144億94百万円です。

（2）会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表「重要な会計上の見積り」に記載しているため、注記を省略しております。

（固定資産減損損失の認識の要否）

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

A C事業に属する岐阜北工場については継続して営業損失が計上されていることから、減損の兆候があると判

断し、減損損失の認識の要否について検討を行いました。検討の結果、当該工場について、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額12,213百万円を超えると判断されたため、減損損失は計上しておりません。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、原則として、事業用資産について工場を基準としてグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

また、岐阜北工場の将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会で承認された最新の事業計画を基礎としており、新型コロナウイルスの感染拡大による売上高の減少等の影響が翌事業年度まで継続するものと仮定しておりますが、今後の感染状況の影響によっては、翌事業年度の計算書類において認識する固定資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は、将来加算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得及びタックス・プランニング等に基づいて、将来の税負担を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しております。本件に関し当事業年度の繰延税金資産3,515百万円と繰延税金負債3,819百万円を相殺した結果、繰延税金負債303百万円を計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表「重要な会計上の見積り」に記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

①担保に供している資産

建物及び構築物	18,864百万円
土地	12,605百万円
機械装置	4,879百万円
計	36,349百万円

②担保に係る債務

長期借入金	39,060百万円
計	39,060百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 161,583百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

①短期金銭債権	86,493百万円
②長期金銭債権	2,130百万円
③短期金銭債務	17,398百万円

(4) 事業用の土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△3,980百万円

(5) 偶発債務

①関係会社の金融機関からの借入金に対する保証

KYB Mexico S.A. de C.V.	8,345百万円
KYB Europe GmbH	7,577百万円
KYB Manufacturing Czech, s.r.o.	5,294百万円
株式会社タカコ	1,146百万円
LLC KYB Eurasia	1,141百万円
PT. KYB Hydraulics Manufacturing Indonesia	794百万円
KYB Americas Corporation	664百万円
KYB Advanced Manufacturing Spain, S.A.U.	540百万円
KYB Asian Pacific Corporation Limited	495百万円
Takako Vietnam Co., Ltd.	334百万円
KYB-Conmat Private Limited	301百万円
KYB Motorcycle Suspension India Pvt. Ltd.	196百万円
KYB Middle East FZE	100百万円
Comercial de Autopeças KYB do Brasil Ltda.	29百万円
計	26,962百万円

②建築物用免震・制振用オイルダンパーの検査工程等における不適切行為の影響について

当社及び当社の子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社は、建築物用の免震・制振部材としてオイルダンパーを製造・販売してまいりましたが、2019年3月期において、出荷していた免震・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為により、大臣認定の性能評価基準に適合していない、または、お客様の基準値を外れた製品を建築物に取り付けていた事実（以下、「本件」といいます。）が判明し、国土交通省に報告を行うとともに、対応状況について、2018年10月16日に公表いたしました。物件調査を進めていく中で免震・制振用オイルダンパーのリスト漏れが判明し、2018年11月30日に公表いたしました。また、2018年10月16日に公表した事実に加え、基準内ではあるが、より基準値に近づけるため、又は基準内に入らない場合、減衰力の中央値を原点へ移動させることで値の調整（原点調整）を行い検査記録として提出していた事実が判明し、新たに判明した対象物件数及び製品数を2018年12月19日に公表いたしました。このほか12月19日に公表した検査機に残っているデータの解析を継続してきた結果、2019年7月5日に対象物件数及び製品数を訂正いたしました。

本件に関し、現時点において収集可能な情報、及びその情報が合理的な事実に基づくものであると判断された免震・制振用オイルダンパーの製作費用、交換工事に要する費用、構造再計算費用、及び補償等のうち当社負担見込額については製品保証引当金を計上しております。また、子会社負担見込額については、子会社にて製品保証引当金を計上しておりますが、当該子会社の財政状態等を勘案し、当社にて事業損失引当金を計上しております。一方、現時点においては、本件に関する訴訟等の費用について、その費用を信頼性のある合理的な見積もりを行うことが困難なものは引当金を計上しておりません。

このことから、今後の進捗により、追加で引当金を計上することとなった場合には、当社の業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

③独占禁止法関連

当社は、2015年9月16日（米国時間）、米国司法省との間で、自動車・二輪車用ショックアブソーバの販売に関し、同国独占禁止法に違反する行為があったとして、62百万米ドルを支払うこと等を内容とする司法取引に合意いたしました。

しかしながら、一部顧客からの損害賠償請求や係属中の訴訟もあり、これらの請求等によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（6）財務制限条項

当社は、2019年9月30日付で総額440億円のコミットメントライン型シンジケートローン契約を締結しており、連結純資産及びセグメント利益に係る財務制限条項が付されております。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

①売上高	36,985百万円
②営業費用	31,023百万円
③営業取引以外の取引高	24,349百万円

(2) 製品保証対策費及び製品保証引当金戻入額

2019年3月期において、当社及び当社の子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社にて、製造・販売してきた免震・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為により、大臣認定の性能評価基準に適合していない、または、お客様の基準値を外れた製品を建築物に取り付けていた事実が判明いたしました。

当事業年度において、状況が進捗したことから免震・制振用オイルダンパーの製作費用、交換工事に要する費用、構造再計算費用、及び補償等の製品保証引当金について繰入及び取崩を行った影響額、並びに対応本部の人員費等の諸費用のうち、当事業年度に発生した費用を製品保証対策費として計上し、翌事業年度以降の見積額を製品保証引当金戻入額に計上しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	205千株	0千株	一千株	205千株

(注)増加株式数0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な内容は、退職給付引当金否認、未払賞与否認、製品保証引当金否認であり、繰延税金負債の主な内容は、その他有価証券評価差額金、退職給付信託資産であります。

なお、評価性引当額は、38,156百万円であります。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として事業用土地があります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	KYB-YS株式会社	100	当社製品の製造委託先	当社製品の仕入 (注1)	12,523	買掛金	6,527
				CMSによる資金の貸付 (注2)	△3,130	関係会社 短期貸付金	1,453
				担保の受入 (注3)	39,060	—	—
子会社	株式会社タカコ	100	当社製品の製造委託先	CMSによる資金の貸付 (注2)	3,075	関係会社 短期貸付金	4,247
				担保の受入 (注3)	39,060	—	—
子会社	KYBモーターサイクルサスペンション株式会社	66.6	当社製品の製造委託先	当社製品の仕入 (注1)	11,990	買掛金	4,754
子会社	カヤバンシステムマシナリー株式会社	100	当社製品の製造委託先	CMSによる資金の貸付 (注2)	15,417	関係会社 短期貸付金	40,653
子会社	KYB Americas Corporation	100	当社製品の販売先	当社製品の販売 (注1)	6,401	売掛金	3,270
子会社	KYB Europe GmbH	100	当社製品の販売先	債務保証	7,577	—	—
子会社	KYB Mexico S.A.de C.V.	(直接) 68 (間接) 32	当社製品の販売先	債務保証	8,345	—	—
子会社	KYB Manufacturing Czech, s.r.o.	(直接) 1 (間接) 99	当社製品の販売先	債務保証	5,294	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社製品・部品等の販売及び仕入価格については、市場価格・総原価等を勘案し、希望価格を提示して交渉のうえ決定しております。
- (注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利息を合理的に決定しており、取引金額については資金の貸付残高の純増減額を記載しております。
- (注3) 2019年9月30日付で契約を締結したコミットメントライン型シンジケートローン契約等に係る借入総額を記載しております。本契約にあたって、KYB-YS株式会社及び株式会社タカコの一部の資産について担保提供を受けております。
- (注4) 子会社への債権に対し、合計42,609百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、合計14,873百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
- (注5) 関係会社の事業の損失に備えるため、合計11,018百万円の事業損失引当金を計上しております。また、当事業年度において、合計20,502百万円の事業損失引当金戻入額を計上しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,330円87銭
(2) 1株当たり当期純損失	1,445円89銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による優先株式の発行)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

(資本金及び資本準備金の額の減少)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2021年5月20日開催の取締役会において、2021年6月25日開催予定の当社定時株主総会における承認を前提として、2021年7月1日を効力発生日として、当社を存続会社、当社の完全子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社（以下、「K S M」といいます。）を消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行う決議を行い、同取締役会決議に基づき、K S Mとの間で、本合併に係る合併契約を締結しております。

(1) 合併の目的

当社は、当社及び当社の子会社であるK S Mによる免震・制振用オイルダンパーの検査工程等における不適切行為を受け、再発防止策としての「コンプライアンス経営を視野に入れたグループ再編」を推進し、不適切行為の原因とされた人財の固定化、グループガバナンス不備の解消を目指しているところです。

このたび、免震・制振用オイルダンパーの適合化の進捗に一定の目途が付きつつあることから、再発防止策の総仕上げとして本合併を実施し、人財ローテーションの活性化、ガバナンス体制の強化、不正リスクの低減を図ります。

(2) 取引の概要

①結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称 カヤバシステムマシナリー株式会社

事業の内容 免制振装置等製品の製造・販売

②企業結合日

2021年7月1日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、K S Mは解散いたします。

④結合後企業の名称

K Y B株式会社

⑤本合併に係る割当ての内容

本合併は、当社の完全子会社との吸収合併のため、株式その他の金銭等の割当ては行いません。

(3) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

12. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(修正後)

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資 本 準備金	その他資本剰余金	資 本 剰余金 合 計	その他利益剰余金			利 益 剰余金 合 計
					固定資産圧縮積立金	別 立 途 金	繰越利益剰余金	
2020年4月1日 期首残高	27,647	13,333	<u>16,409</u>	<u>29,743</u>	183	18,580	△61,521	△42,758
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	△16	—	16	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	36,932	36,932
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	28	28
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△16	—	36,977	36,961
2021年3月31日 期末残高	27,647	13,333	<u>16,409</u>	<u>29,743</u>	166	18,580	△24,544	△5,797

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本合 計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2020年4月1日 期首残高	△601	<u>14,030</u>	3,280	3,516	6,797	<u>20,828</u>
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	36,932	—	—	—	36,932
自己株式の取得	△1	△1	—	—	—	△1
土地再評価差額金の取崩	—	28	—	—	—	28
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	1,777	△28	1,749	1,749
事業年度中の変動額合計	△1	36,959	1,777	△28	1,749	38,708
2021年3月31日 期末残高	△603	<u>50,989</u>	5,058	3,488	8,546	<u>59,536</u>

以 上